

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 17 日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医事課

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）に係る説明会開催等について

平素より、厚生労働行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省雇用環境・均等局及び公正取引委員会より、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和 5 年法律第 25 号。以下「本法」といいます。）について、下記の 2 点について周知依頼が参りました。つきましては、貴会の御理解と御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

＜フリーランス・事業者間取引適正化等法の説明会開催について＞

今般、厚生労働省では、本法についてより理解を深めていただくため、下記のとおり、発注事業者及びフリーランス双方を対象とした説明会を公正取引委員会と合同で開催します。

○申込方法等

下記リンク先の申込フォームからお申込みいただけます。

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>（公正取引委員会ウェブサイト）

より多くの方にフリーランス法説明会に御参加いただきたく、貴会におかれましては、会員の皆様に対するフリーランス法説明会開催案内の周知に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

＜新設ページ「フリーランス・事業者間取引適正化等法施行から間もなく 1 年を迎えます！」の近日公開について＞

前述のとおり、本法がまもなく施行から 1 年を迎えることから、当省 HP において新設ページ「フリーランス・事業者間取引適正化等法施行から間もなく 1 年を迎えます！」を近日公開いたします。当該ページでは、当省所管である就業環境の整備関係

のうち、特に違反の多い内容に絞った解説や指導等の事例、本法に関する相談先等をまとめております。会員の皆様にご案内いただき、御活用いただけますと幸いです。

【新設ページ】

※公開後、下記 URL 先の「お知らせ」欄からアクセス可能になります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html（厚生労働省ウェブサイト）

また、フリーランスと発注者等の取引上のトラブルなどについては、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル 110 番）を設置していますので、併せて御活用ください。

【フリーランス・トラブル 110 番】

0120-532-110（通話無料/受付時間 9：30～16：30（土日祝日を除く）

<https://freelance110.mhlw.go.jp/>